MASUKI INFO. DESK FIGHTING REPORT
関西より発信！
No. 168
【発行・編集】
MASUKI情報デスク
増木直美
大阪府豊中市上新田2-6-25-113
TEL　090-3621-1509
FAX　06-6835-0974
http://mid.parfe.jp/
mid@jewel.ocn.ne.jp

戦没学徒追悼慰霊祭

淡路島南端「若人の広場」にて　H23-9-23　NPO法人百人の会

平成27年9月23日、私達百人の会は、森脇保仁兵庫県議団長のもと、ワゴン車3台で、明石大橋を渡り淡路島南端、南淡路市にある「戦没学徒記念若人の広場」にて、京都北山九頭神社宮司中村重行氏に祭主をお願いし、「海ゆかば」を斉唱し、先の大戦で散った学徒出陣の英霊を追悼する慰霊祭を行った。

この記念施設は毎年秋に慰霊祭があり、兵庫県から森脇議員、和田議員等は毎年参拝され、百人の会も平成20年、同23年と慰霊に出向きました。ところが近年、皆から放置され、草茫々。それをこの度両議員の力でリニューアル。大変立派な施設によみがえりました。

慰霊祭は毎年10月ですが、今回は、慰霊の後、淡路島伊弉諾神社で行われる「淡路」「出雲」「高千穂」の三大神楽祭を鑑賞するため、その日に日程を合わせたもの。淡路島に行かれる時は、ぜひ「若人の広場」に。（レンタカーが便利）

戦没学徒慰霊祭

H27-9-23　南あわじ若人の広場

一、開式の辞　増木重夫事務局長
一、国歌斉唱
一、団長挨拶　森脇保仁兵庫県議
一、神事
・修祓の儀
・祝詞奏上
・追悼の言葉奉典　理事長辻淳子大阪市議
・玉串奉典　森脇保仁兵庫県議
辻淳子大阪市議
和田有一朗兵庫県議
山本敬子宝塚市議
藤岡寛和大阪市議
池田博義、他18名
一、海ゆかば斉唱、黙祷
一、閉式の辞　増木重夫事務局長

祭主；京都北山九頭神社　中村重行宮司

前列；中村重行宮司　和田有一朗兵庫県議　辻淳子大阪市議
森脇保仁兵庫県議　山本敬子宝塚市議　藤岡寛和大阪市議

追悼の言葉

NPO法人百人の会理事長
大阪市108代議長　辻淳子

本日、戦没学徒記念碑の前で、百人の会を代表して一言言葉を述べさせていただきます。

皆様方は学業の半ばにあって、戦場へ、または工場への労働と出向かれ、その中で爆撃を受けたりして命を落とされました。若い皆さま方が大いなる未来をそこでなくされたということは、私達もとても悲しい思いがいたします。今、現在の日本では、若い人たち、みなさんとは違う思いで苦しい思いを抱えている子度たちがたくさんいます。そして学業の中で、皆さんに守られた日本の国と言うものを守る気持ち、大切に思う気持ちを持たされない、そんな教育を受けている子供たちがいます。

本日ここに集まりました、百人の会の私達は、今の日本の子供たちがしっかりした、日本人としての思い、そして明るい希望を、夢を自分の人生の中でかなえていってくれるような、そんな教育を目指すために、これからも力を合わせて頑張りたいと思います。

皆さん方は、この美しい海前の慰霊塔の中で、どうか御霊が安らかであることを心から祈念申しげ、追悼の言葉とさせていただきます。

「M情報」は連合艦隊です。その旗艦が「NPO法人百人の会」。さしづめ「英霊を被告にして委員会は魚雷艇」、「一条の会」は空母かな。

≪M情報活動報告≫編集私信；政治や国際問題、市民活動に全く無縁だった一般の人たちに、「おばちゃん語」で政治を届ける

各会・グループからの報告

一条の会（代表 小野馨子）
・中国領事館への抗議
・朝日新聞への公開質問状

中国領事館への抗議文

抗議文

中華人民共和国駐大阪総領事館　総領事
閣下殿

平成27年9月3日
憲法一条の会　代表　小野馨子

閣下におかれましては、日々、日中友好にご尽力いただき、先ずは感謝申し上げます。

私達は、皇室に対する不敬を糺し、国家に対する愛国心を育むことを目的とした市民団体、憲法一条の会と申します。

さて、先月（8月）25日、新華社通信は、「昭和天皇が侵略戦争の張本人だった」と主張し皇位を継承した天皇陛下が謝罪すべきとする記事を配信しました。

私たちは天皇陛下に対する愚弄であり、しいては私たち日本国民に対する愚弄であると考え、強く抗議します。私達、ほとんどの日本国民は陛下に対し、信頼尊敬の念を持ち、陛下と国家国民は一体のものであると考えるからです。

貴国は昔は王朝がありました。しかし今は共和政です。私達は2600年もの君主制で陛下に対する気持ちは特別なものがあります。日中友好が重要であることは重々承知しておりますが、陛下に対する侮辱は絶対許すことができないのです。

貴国は陛下に「謝罪せよ」とのことですが、どこにその根拠があるか理解できません。

1972年、我が国の（当時の）田中角栄総理と周恩来総理が発した共同声明で、田中首相は「深く反省の意を表する」という表現と「不正常な状態の終結」という表現を使いすべてが終わったわけです。

今回の要求は、この時周恩来総理が語られた「小異を残して大同を求めること」にも反すると思います。

日中共同声明で田中首相は謝罪していますが、そもそも日本国が貴国に対しなぜ謝罪しなければならないのか疑問です。日本が戦争したのは蒋介石（中華民国）であり、毛沢東率いる中共（中華人民共和国）ではありません。論より証拠に国連の常任理事国（戦勝国）は本来中華民国であり中華人民共和国ではありません。

今後このような誤ったメッセージを出さないようしっかり新華社を監督していただきたく抗議と共に要望いたします。

閣下におかれては、本国の担当者に私たちの意を伝えていただきたく、お願い申し上げます。

朝日新聞への公開質問状

8月22日付第1回質問状送付

「謹啓　先ずは、突然公開質問状を差し上げます無礼をお許しください。

私は関西で「憲法一条の会」という団体を主催しております。

活動趣旨は「皇室への不敬を許さない」という国民の声をアピールし、同時に憲法一条に関する議論をおおいに盛り上げることで、改めて世間に皇室の尊さを広く啓蒙するというものです。

昨今は一般人による不敬表現、とりわけ皇后陛下や皇太子妃雅子殿下への誹謗中傷が以前にもましてひどく、これは看過できないと考えています。

これに関連し、日頃、貴社の新聞及びインターネットにおける、日本語の使用について気になっておりペンを取りました。皇室についての記事で、貴社は特に皇室の方々を本来の「殿下」という敬称でなく「さま」でお呼びしています。

私達はこれに非常に違和感を覚えます。また、天皇「さま」とはお呼びしないのに「皇后さま」「皇太子さま」「雅子さま」等様付けする方としない方がありますが、これは何らかの日本語の基準に則ったものなのでしょうか。

貴社はどのような基準、ルールに基づいて敬称を使用されているのか、ご回答を頂きたくお願い申し上げます。

尚、十日以内に、返信用の切手を同封しておりますので、書面にて郵送して頂きますよう御願い申し上げます。」

8月22日付第1回回答

「朝日新聞宮内庁担当宛の8月22日付のお手紙をいただきました。読者の皆様のお問い合せ窓口である「お客様オフィス」からご回答いたします。紙面での皇室報道での言葉遣いについてのお尋ねですが、弊社では、皇 室に対する敬意を踏まえつつ、過剰な敬語を使用することは国民と皇室との間の親近感を失わせ、かえって皇室を国民から遠ざけてしまいかねないとの懸念か ら、敬語の使用が過剰にならず、かつ礼を失しないよう調和を考えながら改善を重ねてきました。この基本的な考えに沿って、敬称は従来通り『陛下』『さま』『ご夫妻』などの形で使う、などの基本的なルールを設け運用しています。ただ、いずれも、絶えず時代の変化に合わせて見直しを行っており、読者の皆様のご 意見などを参考にさせて頂いています。今後共朝日新聞をご愛読賜りますようお願い致します。」

9月9日付第2回質問状送付

先日、公開質問状にて皇室の方々に対する尊称についてお伺いしましたがそれに対する貴社の答えは「敬意を踏まえつつ、過剰な『敬語』は国民との間の親近感を失わせ、皇室を国民から遠ざけることになるので『さま』等という敬称を使用している」というものでした。しかしながら、皇族に対する尊称は皇室典範で定められているので単なる『敬語』の問題ではありません。ですので、尊称をつけることは、敬語との整合性がとれるとかとれないとかの話ではないのです。

貴社は、憲法を守るということを紙面で日々発信されていますが、現状は皇室典範は日本国憲法の内に存在しております。朝日新聞社は皇室典範については、独自の解釈をされているように見受けられますが、皇室典範を順守する必要性についての、貴社のお考えをお伺いできれば幸いです。

9月16日付第2回回答

紙面での敬称、敬語については前回お答えしたとおりです。ご見解に関しては承りました。

9月24日付第3回質問状送付

「皇室に対する敬意を踏まえつつ、過剰な敬語を使用することは国民と皇室との間の親近感を失わ せ、かえって皇室を国

民から遠ざけてしまいかねないとの懸念から、敬語の使用が過剰にならず、かつ礼を失しないよう調和を考えながら使用している」とご回 答頂きました。ありがとうございました。

確認させていただきたいのですが、朝日新聞が言う「過剰な敬語」とは、誰が判断するのでしょうか。

天皇及び皇族の敬称は日本国憲法の中の皇室典範の第２３条で定められています。書面にて

1、朝日新聞が言う「過剰な敬語」とは誰が判断するのか

2、朝日新聞は法令遵守（コンプライアンス）をどのように考えるのか、これら2点についてのご回答を頂きたいと思います。

返信待ち（10月10日現在）

・愛知の教育を考える会代表 ・一条の会副代表（杉田謙一）交番に祝日国旗掲揚の要望

ブログ「草莽の記」より 2015.09.21
http://plaza.rakuten.co.jp/seimeisugita/

全国の交番に祝日国旗掲揚を

岡崎の護国神社は各地のご英霊を合祀して岡崎城の龍城神社となっているが、地元の羽根町にはこの地域だけの護国神社が建造されている。羽根神社の境内。このお掃除をなしてきた。ここは小さいので月に一度の清掃でそれなりに落ち葉や草木は手入れできる。時間があったので隣の砥鹿神社とされる祠をも掃除させて いただいた。残念ながらどなたも参拝された様子もなく、しかもやぶ蚊だらけで悲しくなったが。

某高校に行くついでに国旗が出ているかについて見ながら行くと、少しずつ増えてきたように思う。今回は許可を得て、地元の神社と公民館に国旗を出した。岡崎市役所・岡崎警察署・岡崎信用金庫本店・諸ホテルなどは立派に掲揚してありましたが残念ながら裁判所は国の管轄ながら不掲揚。警備員がいるのに国家官庁が祝日掲揚をしないなど、これで国家なのかと情けなくなる。地元選出代議士の青山周平氏の事務所を訪問すると、家庭用ではなくご立派なポールを使っての掲揚準備中。さすがであります。しかしやはり正規な掲揚搭が欲しいもの。是非掲揚搭建立の検討を秘書に御願いしてきた。

それにしても掲揚本数が少ないのにはショックであります。じつは岡崎警察署の管轄にある派出所交番には数年前までは祝日掲揚がなされていなかった。それを是正するように岡崎警察署の署長に御願いしたのが8年前のこと。

市内交番での国旗掲揚に関する要望書

日々、国家国民のため、地域のため、ご奮闘頂き、まことにありがとうございます。

さて、昨年十二月、教育基本法の改正もなり、学校教育においても国を愛する態度を養うことが教育の目標に掲げられるようになりました。前文や教育の目標において「公共の精神」を養うことが強調され、「わが国と郷土を愛する」ことを目指すこととされました。また、家庭教育・幼児教育の条文も新設され、義務教育のみならず、幼児教育を、生涯にわたる人格形成の基礎として重視し、義務教育の中身も国家及び社会の形成者として必要な基本的な資質を養うものとされました。青少年の健全な育成のため、法を改め、教育の再生を目指したものといえましょう。

さて、教育は一方、地域で支えていかなければ成功するものではありません。青少年の「公の」意識を育てていくためにも、是非是正したきことがあります。それは祝日に国旗を掲揚する家庭があまりにすくなき現状です。

日本の交番制度は地域の治安維持や弱者保護のために実に優れた制度であります。「おまわりさん」として尊敬を受けてご活動される警察官の方々は、地域の子どもたちの安心・尊敬の的であります。

愛知県では無人交番の是正を達成したとも伺っております。国旗国歌法も制定されて久しい。かつては国旗につき、明確な指針が示されなかった時期もありましたが、派出所における国旗掲揚についても、日大百地章教授（憲法学者）に聞いても、法的問題はないとのことです。

そこで、岡崎市民の「公共の精神」「国民教育」増強の上にも是非交番において国旗掲揚を推進していただきたくお願いいたすものです。特に祝日は日本国民にとって「伝統と文化を尊重」するための大切な日であり、官庁、とりわけ警察関係施設においては積極的に国旗掲揚をはかり、公共意識を高めていただきたい と願うものです。

署長のご判断で是非祝日の交番での国旗掲揚をおはかりいただけるよう、お願い申し上げます。

平成十九年六月十一日

杉田謙一

岡崎警察署　署長殿

岡崎警察署はすぐに対応してくださり30箇所で祝日掲揚。愛知県全ての交番で国旗掲揚が実現したのはその後、平成二十一年のことであります。今日も県下全交番で掲揚されているはずです。

ところが全国ではなんと東京都の警視庁、あとは愛知と神奈川だけとの話もある。治安をあずかる景観が祝日に国旗をかけずに勤務するなどありえない話でありますが、おそらく現実ではないかと危惧します。

派出所や交番に出している都道府県があれば是非お教えねがいたい。全国で交番に祝日掲揚がなされれば国民が国旗をより意識でき、祝祭日に対する認識も変わっていくのでありましょう。

各国会議員の事務所も同様。国費で事務所経費が出ているわけですから掲揚は当然の責務でしょう。県議市議なども率先して掲揚するのは当然のこと。国旗掲揚がなされていない議員は公僕足り得ないのは当然です。

数年前とくらべてそれでも岡崎では国旗を見かけるほう。街路灯だけでも5・600本は掲揚出来る様になりましたし、交番や官庁、会社などでも相当増えてきてはいる。しかし、民間企業で客商売の店舗はやはり客の目を気にして不掲揚が多い。掲揚を好ましく思わない人の客ばなれを恐れるのか知れないが。経営者の判断なのでありますが、それほどまでにひ弱な経営者が多くなってしまっている。これも戦後の教育政策の大いなる欠落。そういうオーナーの家にはほとんど国旗は掲揚されていないのも現実。

戦後レジーム解体は、国旗掲揚の復権から始まる気がするのですが。嘆いていても仕方が無い話。一歩ずつ掲揚家庭を地道に増やさねば。

その他の諸報告

2015.10.13　国旗降納ほか

　昨晩、国旗降納を成す。おろし終わって今朝の二時に帰宅し、国旗の修繕を成す。皇太子の岐阜県奉迎は県が用意された小旗は2万枚。しかしとても足らなかったようである。はじめはその2万本全て、用立てるように岐阜市議S氏より頼まれたがとても追いつかず五千本だけを担った。今後の作成は会員に割り振って計画的に進めることにする。とりあえず、新たに5千本の柄を発注。あさってには到着。家庭用の国旗も、あす、あさってには１００セット注文の残りを配送してもらえるとの連絡が入る。

　次回の掲揚は祝日では無いですが、十月二十日地久節、美智子皇后陛下のお誕生日。この日も為ろうことなら市内全ての街路灯に掲げたいものだが。

　昨年はこの日、わたしは東京におり、皇居に出向き宮城警備の警官にここだけは掲揚するようにと二交番に頼んだが無理であった。今年は事前に出向き頼んでくるつもりであります。東京にお住まいの方にも是非声を上げて戴きたいものです。

2015.10.12　体育の日おめでとうございます。国旗掲揚を

　体育の日おめでとうございます。昨晩より岡崎市内約五百本の国旗を掲揚、先ほど会社・自宅・公民館・氏神さまに掲揚をしてきました。

　愛知県内ではおよそ１３００本が友の手によって掲揚されています。名古屋の市バスには全て小旗が掲揚され、祝日を祝ってくださっています。

英霊を被告にして委員会（代表 中村重行）
第6回東京地裁弁論報告

英霊を被告にして委員会。東京第6回口頭弁論報告　報告者　村田春樹氏

　一昨日8日に行われた、英霊を被告にして委員会裁判東京第6回口頭弁論、不肖増木、3週間前からの風邪がダラダラと治らず、上京断念。村田氏に仕切っていただいた。終了後の報告によると、原告（反日極左）、被告とも、応援団は過去最低で、傍聴席の1割増し程度。ほとんどが入廷できたとのこと。弁論は双方の書証の確認だけで10分ほどで終わり、終了後、裁判官の指揮で、双方の弁護士が判事室に集まり、今後の裁判計画の検討に入ったった。下衆の勘繰りだが、法廷でこれをやると、ワイワイガヤガヤになり、裁判官の力不足が露呈するので、秘密会議で・・・。

　村田以下十数名は弁護士会館で弁護士会議が終わるのを待った。会議は1時間近くにも及んだ。

　終了後徳永弁護士が飛んできて報告。

1、　来年度中に全て終わらせる
　　（2年かかる）
2、7回口頭弁論　2／19
　　8回口頭弁論　5／26

今回の裁判に我々が補助参加した。「早く終わらせろ」と、やいのやいの言ってこの始末。我々が参加しなかったら、原告は5年ほど裁判所を舞台に学芸会をやるのではなかろうか。

　普通、口頭弁論は1か月〜1か月半に1回はいる。ナニ、次は2月。大阪は1年半で終わる。東京は2年半。大阪でできて東京でなぜできない。しっかりしろよ、美人で、一旦は我々皆が惚れた谷口裁判官。

ＯＡＪＰＰ（代表 森田章彦）
「職員の政治活動制限を」宝塚市議会可決

　ＯＡＪＰＰ、青年将校渡壁勇樹君が仲間の護衛に守られて突撃を敢行。

　「維新」が紹介議員となり、「自民」とのタッグでマッカッカ中川（土井たか子の愛弟子で、福島瑞穂や辻本清美議員の姉貴分）極左市長を撃破。たいへん賢明な維新と自民の議員。大阪でも、よ〜〜く考えてよ。「自民」の敵は「左派」であり、「維新」じゃないでしょ。　マスキ

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

「職員の政治活動制限を」宝塚市議会が請願採択　2015年10月8日朝日

　宝塚市議会は7日、市職員の政治的行為を制限する条例をつくるよう市に求める請願を賛成多数で採択した。請願は市内の男性会社員が出し、維新の2議員が紹介議員として名を連ねた。議長を除く25人の採決で、自民、公明の議員をふくむ14人が賛成した。

　一方、中川智子市長は報道陣の取材に、現行の地方公務員法が職員の政治的行為を禁じていることに触れ、「（条例のない）現状で問題があるとは認識していない。慎重に検討する」と述べた。今後、請願通りに条例が制定されるかは不透明で、さらに議論が続きそうだ。

　請願は、公務員に求められる政治的中立性を揺るがす事象が宝塚市で生じている可能性がある、と指摘。市職員による「政治的目的を有する」文書の発行や、演劇の演出などを禁じ、違反者を懲戒処分にするような条例制定を市に求めた。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

請願第5号

　職員の政治的行為の制限に関する条例の制定についての請願

提出年月日　平成27年9月1日

請　願　者　渡壁勇樹
　　　　　　宝塚市

紹介議員　宝塚市議会議員
　　　　　　若　江　まさし
　　　　　同　たけした　正彦

請願の趣旨

　日本国憲法第15条第2項には「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定されており、また地方公務員法第36条においても第2項で「職員は特定の政党を支持してはならず、選挙においても特定の候補者を支持したり、事件に賛成したり又は反対したりすることをしてはならず」と政治的な行為を禁止しています。

　本市において公務員に求められる政治的中立性を揺るがす事象が生じている可能性があることにかんがみ、職員に対して制限する政治的行為を定めるとともに、職員の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現していただきたい。

　またこの法律は「職員の利益を保護することを目的」としており、職員本人の意図に反する政治活動を排除できる可能性が向上します。

　市職員や教職員による政治活動や選挙活動が行われた場合、宝塚市政に正しく市民の意思が反映されない事となり、正常な

民主主義が実現されず、宝塚市民の人権を侵害することになります。

国家公務員の政治活動に対する罰則は「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」となっており、憲法上は同様に禁止されているにもかかわらず、地方公務員の政治活動についての罰則事項はなく、著しく憲法の精神にも反しています。

憲法を遵守、宝塚市民の人権保護の観点より、是非宝塚市において、「職員の政治的行為の制限に関する条例」を制定いただきたい。

請願の項目

1　添付、条例案に相当する条例を制定すること

2　本条例の運用案を文書にて明確にし、厳格なる運用を行うこと

職員の政治的行為の制限に関する条（案）

（目的）

第1条　この条例は、職員に対して制限する政治的行為を定めるとともに、職員の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現することを目的とする。

（政治的行為の制限）

第2条　職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 36 条の規定の適用を受ける職員に限る。以下同じ。

同条第1項、第2項（同項第1号から第4号までに係る部分に限る。）及び第3項の規定により禁止し、又は制限される政治的行為をしてはならず、並びに政治的目的（特定の政党その他の政治的団体若しくは特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、若しくはこれに反対する目的又は公の選挙若しくは投票において特定の人若しくは事件を支持し、若しくはこれに反対する目的をいう。以下同じ。）をもって、同条第2項第5号の条例で定める政治的行為として次に掲げる政治的行為をしてはならない。

（1）職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること

（2）賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を国家公務員又は本市の公務員に与え、又は支払うこと

（3）政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し、又はこれらの行為を援助すること

（4）多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること

（5）集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること

（6）政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること

（7）政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること

（8）政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること

（9）勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること

（10）何らの名義又は形式をもって行うを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること

（本市の区域外から行う政治的行為）

第3条　職員が法第 36 条第2項第1号から第3号まで及び前条各号に掲げる政治的行為を、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法その他の方法により、本市の区域（当該職員が区に勤務する者であるときは、当該区の所管区域。以下同じ。）外

秋田美輪さんを救出する川西市民の会（代表中曽千鶴子）金剛山歌劇団後援停止

絶滅危惧種「金剛山歌劇団」。の関西公演が 11 月 12 日伊丹市で行われる。「金剛山歌劇団」と言えば、5 年ほど前、全国で公演が行われた。そして、各地の救う会が中心になって公園中止へと運動した。「金剛山歌劇団」とは、北朝鮮の日本営業所、朝鮮総連の広報担当班。間違ってもそんな団体の公演に地方自治体、同教委の後援があってはならない。それで 5 年前は一応それなりの成果を上げた。そして、「金剛山歌劇団」は絶滅したと思っていたのだ。ところが彼らはしぶとく生きていた。その生きていたことを発見したのが秋田美輪さんを救出する川西市民の会代表中曽千鶴子氏。彼女はコツコツと毎月活動している。そして彼女が、伊丹公演と、その公演に西宮市、川西市、伊丹市、宝塚市が後援していることを発見。さっそく抗議文を送った。その結果、川西市は後援取り消し。

市がいったん決めたことを取り消すなどということはよほどのこと。おつるさんに座布団 3 枚。残念かな他の市は中止までは追い込めなかった。氏の要請文と市の回答。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

川西市長殿

北朝鮮朝鮮総連金剛山歌劇団 11/12 の公演に川西市と　川西市教育委員会、川西市人権課等の後援はしないで下さい

北朝鮮　金剛山歌劇団への後援は拉致被害者さんとご家族、支援者への人権侵害です

6~7 年前に　金剛山歌劇団があちこちで公演し、それに地方自治体が後援する。これに、拉致問題という日本で最も取り組まねばならない北朝鮮による人権侵害、拉致被害者を救うために尽力されている方や一般市民が抗議し、公演はされる事はなくなりました。金剛山歌劇団は朝鮮総連直轄の工作活動集団。全国各地で今、公演が続けられていますが11月12日には、兵庫県伊丹市で、公演が行われます。

公安調査庁に、朝鮮総連は破防法上の「過去に暴力主義的破壊活動行い、将来もその恐れのある団体」に指定されています。実質的に北朝鮮政府の対日本工作機関となっている朝鮮総連に「人権宣言」をうたう自治体の関与は許されることではありません。　特に川西市は、川西明峰高校卒業し川西市から神戸の大学へ通うときに拉致された特定失踪者、秋田美輪さんがおられます。私の高校の後輩であります。「人権擁護都市宣言」を堂々とされている川西市が、拉致問題という重大な人権問題に関与する朝鮮総連に支援することは、拉致被害者はもとより、拉致被害者さんのご家族、ご友人、拉致問に心を痛める人間に対しての　重大な人権侵害であります。・・・以下略

それに対し、川西市より「許可しないことを申請者に通知した。」と市長名義で通知がありました。

今月の新聞報道・ニュース等

H27-10-3　サンケイ

育鵬社教科書「バランスいい」「伝統・文化が豊富」　都教委が採択理由公表

都教育委員会は、都立中高一貫校の10校で来春から4年間使う中学生向けの歴史と公民の教科書に育鵬社（東京）を選んだ理由をホームページで公表 した。歴史は「内容がバランスよく配置されている」、公民は「日本の伝統・文化についての内容が豊富」などと高い評価を受けた。

採択理由 は、採択にかかわった中井敬三教育長と5人の教育委員への聞き取りの上で作成した。これによると、歴史については、各校が重点に掲げる「日本の文化・伝 統」や「世界の歴史とかかわらせて、わが国の歴史を理解すること」などの内容がバランスよく配置されている点や、学習内容を多角的に考える活動を示した特 設ページ「課題学習」が高評価を得た。

公民は、日本の伝統・文化についての内容が豊富だったほか、「考えよう」「やってみよう」「理解を深めよう」の3つのコーナーが好評だった。

一方、一部の委員からは「社会的見解が分かれている育鵬社を採択することには懸念がある」との意見もあったといい、この文言についても欄外に併記する異例の対応を取った。

採択は7月23日、中井教育長と教育委員の計6人が無記名投票し、歴史・公民ともに4票を得た育鵬社に決まった。投票にあたり各委員らの意見表明はなく、都教委は後日理由を公表するとしていた。

2015.9.3 15:30更新　サンケイ

慰安婦問題で、橋下市長が公開書簡を送付　サンフランシスコ市議会へ

米カリフォルニア州サンフランシスコ市議会で審議中の、慰安婦の碑または像の設置を支持する決議案に「性奴隷を強制された20万人」という表現が盛り込まれた問題で、姉妹都市の大阪市は3日、橋下徹市長の意見を伝える公開書簡をサンフランシスコ市議会に宛てて送付したと発表した。

8月27日に発送

公開書簡は8月27日に発送され、同31日にサンフランシスコ市議会に届いた。この中で橋下市長は「普遍的な価値を持つ女性の尊厳と人権が戦場において も守られる世界をめざす活動は大いに取り組むべき」との前提に立ち、「筆舌に尽くしがたい慰安婦の苦痛への理解と反省」を認識していることを最初に記した。

その上で、先の大戦時の日本の事例のみを取り上げるのは問題を矮小（わいしょう）化し「世界各国の問題解決につながらない」と主張。日本だけが特異だったとする国際的に流布されたイメージに対し、「日本に法的責任があるというなら、世界各国も同様のはず」と反論した。

サンフランシスコ市議会の決議案の中に「日本帝国軍に拉致されて」「強制的に性的奴隷にされた」「20万人」といった文言が記されていることから、サンフランシスコ市で設置の準備が進む慰安婦の碑または像についても、2013年7月に同州グレンデール市に設置された慰安婦像の石碑と同様に「間違った 事実が刻まれるのではないか」と懸念を表明。「事実の正確な把握と認識こそが将来の過ちを防ぐ」との立場を伝え、慰安婦の碑または像に刻まれる文言には「不正確さを最大限排除した事実の提示が必要」と述べた。

「次世代の若者がいがみあわずに…」

安倍晋三首相の戦後70年談話を例に引きながら、日本政府がこれまでも、今後も、元慰安婦に誠実に対応し、女性の尊厳と人権が守られる世界を作り上げていく決意を持っていることも説明。サンフランシスコ市在住の日系人や姉妹都市関係への配慮を求め、両市に「次世代の若者がいがみあわずに協力していける環境 をつくることの責任」があるとして、細心の注意を払った対応を要請している。

2015年10月08日　読売

君が代伴奏拒否で減給、元教諭への処分取り消し

東京都内の区立小学校の卒業式で2010年、君が代のピアノ伴奏を拒否し、減給の懲戒処分を受けた元音楽教諭の女性（65）が、都に処分の取り消しなどを求めた訴訟で、東京地裁は8日、取り消しを命じる判決を言い渡した。

清水響裁判長は「減給は重すぎて裁量権を逸脱しており違法だ」と述べた。

判決によると、元音楽教諭は10年3月、校長から伴奏を命じられたが、キリスト教徒であることを理由に拒否。13年2月に減給1か月の懲戒処分とされた。

訴訟で元音楽教諭は、伴奏命令は憲法が保障した信教の自由に反すると主張したが、判決は「音楽教諭に期待される職務で合憲」と判断。一方、懲戒処分がそれまでに4回にとどまっていたことや、式の進行に支障がなかったことなどを理由に、減給は重すぎるとした。

中井敬三・都教育長の話「誠に遺憾。内容を確認して対応する」

2015-10-9　サンケイ

【大阪】あいりん地区流　中国人ガールズバー”急増、3年で100軒に。大阪西成

全国有数の日雇い労働者の街・大阪市西成区の「あいりん地区」周辺で、若い中国人女性がカウンター越しに接客する「カラオケ居酒屋」が急増。3年ほど前から出店攻勢、今や約100軒に上る。中国人女性の人懐こさや安価で楽しめる手軽さが人気を呼び、“あいりんのガールズバー”としてすっかり定着した。一方、生活習慣の違いなどから地元住民とのトラブルも目立ち、関係者は街の行く末を懸念している。（矢田幸己）

■空き店舗に続々

9月下旬の週末の夜、萩之茶屋本通商店街の一角にある居酒屋。キャップ帽をかぶった男性（53）が、カウンター越しにアルバイトの中国人女性（23）の手に触れ始めた。女性から片言の日本語で注意されても、ほろ酔いの男性が意に介す様子はない。あいりんで長年暮らしているという男性は、1年半前の開店当初から通い詰めるという。理由は「女の子のレベルが高いから」。にやりと笑った男性はこう続けた。

「けどな、あいりんはもう中国人に乗っ取られているようなもんや」

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

不肖増木、早速地元辻淳子議員にインタヴュー。ほとんどの明き家が中国人に買い占められ、居酒屋に貸しだされている。全く合法で警察、消防の立ち入り調査でも違法性確認できず。現在お手上げ状態。

議会からのレポート

平成27年9月18日　岡山県議会議員　波多洋治

次知事は、今回の提案説明の中で、先般発表された全国学力テストの、小６・２８位、中３・４１位という県内成績を踏まえて、「これまでの取組みの検証を通じて課題を明確にし、市町村教委と連携して、より実効性のある取組みを進める」、と明言されました。「生き活きプラン」に掲げた２０１６年の全国学力テストまで残り８ヶ月、果たして、全国１０位以内という目標は達成されるでしょうか。地元山陽新聞の「教育再考」欄には、「依然として遠い」と報道されました。今まで取り組んできた、学力向上対策の検証の結果を俟たなければなりませんが、知事にしろ教育委員会にしろ市町村教委と連携して、というそもそものアプローチが間違っているのではないか、と思います。

知事にお伺い致しますが、結果が出せないのは、岡山の子どもの理解力が足りない、だから子どもが悪い、とお思いでしょうか。それとも学力をつけるのは教師です。教師の教え方が悪いから、結果が出ない。だから教師が悪いとお思いでしょうか。知事のご感想をお教え下さい。

私は、教師が悪いと思っています。教師は子供たちに、学ぶ力を教える仕事です。やる気や集中力や楽しさを教える仕事です。どうすればやる気が出るか、どうすれば知らないことを知る時の喜びを教えられるか、どうすれば勉強が楽しくなるか、ということこそ教師が考えなければならないことであります。「スマホやテレビや漫画よりも勉強の方がもっと楽しい」「家にいるよりは、クラスの友達と遊ぶほうがもっと楽しい」それを教えるのが教師の仕事です。その時に一番大切なことは、教師が子どもに惚れること、子どもが教師を好きになることです。それが出来ないのなら、教師が悪いに決まっています。

従って、知事や教育長の言う「市町村教委と連携して」などということは、学力向上対策とは、ほど遠い話です。教育の現場を知らないピント外れの戯言です。今の教師は「忙しい、忙しい」で、子どもと遊ぶ時間がないと言います。そんな環境に誰がしたのですか。子どもと一緒に遊ぶことも、教師の大切な仕事ではありませんか。私が教師の時代は、当然週休二日制ではありませんでした。朝早くから学校に行き、子どもと遊び、日が暮れるまで、子どもと遊んでいました。日曜日が空いていたら、子どもを連れて山に河に、海に遊びに行き、一緒に映画を見に行ったり、夏休みや春休みにはキャンプに行ったりしました。毎晩連絡帳を書き、日記の返事を書き、学級通信を書き、行事のたびに学級文集を作り、親の文集も作り、何千枚もの写真を撮って、アルバムに仕上げました。子供たちは、朝早くから運動場を走り、夜遅くまで家庭学習とたて笛の練習に打ち込みました。遊びといえば子どもと遊ぶ、勉強といえば子どもと勉強する。いつも子どもに寄り添い、親以上に子どもを褒め、子どもを叱ってきました。

思えば、子供たちと勉強したり、遊んだりすることに、ひたすら情熱を懸けることが出来た環境であったと思います。まさしく教師が自由闊達に学級経営に取り組む環境づくりこそ、教育委員会の仕事ではないのか、と思います。

世の中も、技術も、環境も変わってはいくし、時代の流れもあるでしょう。しかし、教育の世界だけは、どんな時代であろうとも、外の世界にどんな風が吹こうとも、教師が子どもと相対して一緒に学んでいく、そのような姿勢とそれが出来る環境を換えてはならないと思います。

教育長のご所見をお聞かせ下さい。

これで先ほど、アプローチが間違っている、と申し上げましたが、その理由がお分かりいただけたかと思います。つまり教育委員会あるいは教育長と、現場教師との信頼感がどれだけ醸成されているのか、ということなのであります。そして学力向上対策に現場教師がどれだけ目標を共にし、共通の理解を得て、共に取り組んでいこうとする方向が同じであるか、と言うことなのです。従って学力向上対策とは、現場教師との連携しかないのです。教育委員会が教師の研究機関、あるいは教師を組織する教職員組合との協議をどのように続けてこられたのか、が問われるのだと思います。

昨年の１２月１１日、教育長と現場教師の結束を尋ねたところ、教育長は、「県教委幹部による全校訪問を行い、直接教職員と意見交換をしているが、今後更に、施策の趣旨等の徹底を図る」との答弁でありました。現場教師との話し合いも含め、県教組との話し合いは、どのようにされ、どれほど県教委の施策の徹底が図られたのか。そしてベクトルを同じくすることが出来たのか、教育長のご所見をお聞かせ下さい。

次は、不登校等長欠生徒とその進路について、お伺いしたいと思います。

平成２６年度の数字ですが、小中学校の長期欠席者数を調べてみますと、小学校は１３９６人、中学校で２４１８人います。うち岡山市は、８５７人です。学年別の長欠児童生徒の資料がありませんが、岡山市だけで中学３年生は３３３人います。また１年間で公立私立高校を退学する生徒は７５９人います。この生徒達に、この次代を担う若者達に、夢や希望を持たせる進路はあるのでしょうか。

私は、中学校におけるキャリア教育の新たなコースを作るべきだ、と申し上げてきました。今や中学から高校への進学率は９７％を越えており、義務教育最後の中学校は、高校への橋渡しをする学校です。しかし、この橋が渡れなくて呻吟している生徒がいます。渡れない生徒の倍以上の保護者の皆さんが心を痛めています。しかしながら目を現実の社会に転じますと、高卒・大卒の学歴を問われずに、自分の腕によって、自分の技術で生きている人達がたくさんいます。その道が選べるコースを考えるべきだ、と申し上げてきました。私達の極く身近なところに、小売業・サービス業などの自営業には、〇〇屋さんと呼ばれる職業がたくさんあります。サラリーマンのように、特定の日に、定額の収入はないけれど、自分の技術で生きて、収入を稼いでいる人達です。問われるのは、経験と技術のレベルです。学習や進学に挫折したり、技術を身に付けることを優先する人達のために、中学校から高校への道だけではなく、自分の好きな、自分の希望に叶った技術を磨く学校を創るべきだ、と思います。その学校とは、例えば、「技術訓練学校」とするならば、希望すれば誰でもが入学できること、学費は国費でまかない無料、コースは職業の数だけ、年齢不問、定員は無制限、原則１年間の修業そして全寮制とすること等、まさしく不登校生徒や高校中途退学者にとって、志さえあれば、夢をかなえる学校であります。

そこで知事さんにお願いをしたいと思います。この不登校問題は、何も岡山だけの問題ではありません。多くの自治体が悲鳴を挙げていると思います。どうか全国知事会に働き掛け、国に対する要望事項として、ご提出いただきたいと思いますが、知事のご所見をお聞かせ下さい。

新書紹介

絆抱くペリリュー島　日本を愛する島
鹿児島　永野　聖　展転社

第一次世界大戦で戦勝国となった日本は、赤道以北の南洋諸島をドイツから引き継いで、南洋庁を設置してこれの統治にあたることになった。

ほとんど無血に近い状態で占領した島々で、ほぼ三十年後には宿敵アメリカと激烈な戦闘を交えようとは、神ならぬ身には知る由もなかったが、数百年間にも及ぶ白人への隷属に呻くアジアからの時代の要請に応え、自らの生存をも賭けて大東亜戦争に立ち上がった日本は、やがて圧倒的に優勢なアメリカ軍を南の島々に迎え撃ち、飢えと劣勢をものともせずに最後まで雄々しく戦い抜いた。

なかでもペリリュー島の戦いは、敵将ニミッツをして、かのテルモピレーを詠ったシモニデスを模した文章を草させるほどの勇戦敢闘ぶりであり、今はもう、逝きし世の遙か彼方の面影となってしまった、日本人の忠勇義烈のかぐわしい香りを留めた、祖国の名に恥じない戦いぶりだった。

ペリリュー島は、関西の市民運動の父、津村忠臣先生が従軍された地。戦いのことは先生から、何回も何回も拝聴した。戦いの光景が目に浮かぶ。

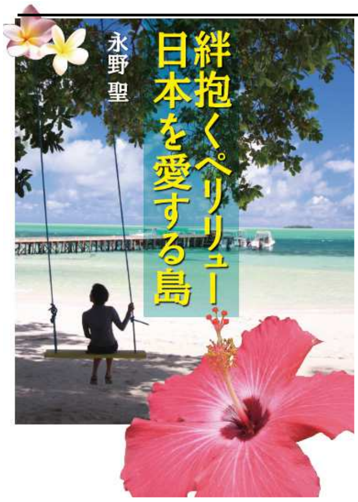

『教室の感動を実況中継！　先生、日本ってすごいね』
服部　剛　髙木書房

この10年にわたって取り組んできた「道徳」の授業をまとめた本です。気概ある日本人が育つ道徳授業です。戦後道徳教育が忌避してきた愛国的テーマを取り上げています。

目　次

1「戦場の知事　島田叡～沖縄の島守」任
2「大和心とポーランド魂」恩を忘れない
3「エルトゥール号事件」感謝の心
4「ペリリュー島の戦い」崇高な精神
5「焼き場の少年・一片のパン」人間の気高さ
6　海の武士道～敵兵を救助せよ
7「日本マラソンの父　金栗四三」努力を続ける
8「佐久間艇長の遺書」役割と責任
9「柴五郎」勇気ある行動
10「上杉鷹山　為せば成る」誠実・責任
11「ユダヤ人を救え　樋口と犬塚」
12「特攻隊の遺書」愛国心・尊敬と感謝
13「昭和天皇とマッカーサー」強い意志
14「空の武士道」利他の精神・人間の気高さ
15「日本ミツバチの団結力と日本人の美徳」集団生活の向上
16「板東捕虜収容所」寛容の心
17 台湾人に愛された八田與一
18「絆の物語～アーレイ・バーク」日本人の伝統精神と集団生活
19　三年間、服部道徳を受けて

編集後記

日本の脅威

今、我が国の脅威って何だろう。ロシア、中国、北朝鮮？？　違う。安保法制の成立前の国会周辺。わかっているのか、わからずかはわからないが若い連中がゴロゴロ集まってお祭り騒ぎ。我が国の脅威はこういった連中ではないだろか。日本が嫌いで中国が好きな、いわゆる国内の半日左翼。彼らに比べたら、中国などかわいいものだ。今どきいくら開発しても、まさかミサイルをぶっ放すわけにはいくまい。国際世論が許さない。脅威は内なるものではなかろうか。

活動資金ご協力のお願い

【ご支援等の口座】
郵便振替　00980 8 245547 MASUKI情報デスク
三菱東京UFJ銀行千里中央支店0044349　普通　増木重夫

まずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。『M情報』は、後記のサポートしている団体にご縁のあった人の名簿を管理し、『M情報活動報告』を現在のところ毎月全国約5千（目標1万）部発送しております。

このレポートにもありますように、私どもは子供達に誇りある国を残すため、日々命がけで戦っています。ところが問題は活動資金。今まで以上にがんばります。何卒資金のご協力を伏してお願い申し上げます。

※　この、M情報機関紙は新聞の形態をとっていますが、「活動の報告書」です。特に「購読料」は設定していません。カンパをよろしくお願いいたします。

○　カンパ金の主な使途
下記サポート団体の、
・活動の資料等の発送費・道路、公園使用申請料・交通費、通信費・資料、ビラ等の制作費・備品購入費等

○M情報がサポートしている主な団体
・NPO法人百人の会　・救う会大阪
・米国に原爆投下謝罪を求める会
・憲法一条の会
・英霊を被告にして委員会
・竹島を奪還する会・関西
・靖国神社に眠る御霊に感謝する会
・大阪の公教育を考える会、他

◇　前記口座、または同封の郵便振替にてご協力ください。

原稿・同封資料の募集について

掲載ご希望の論文、情報等ございましたらどんどん表記事務所までお送りください。また、弊紙は郵メールで発送しています。重さ制限は50gです。まだ余裕がございますので、資料等の同封が可能です。ご相談ください。

諸情報のメール配信について

『M情報』では、日々、全国各地の仲間から、または情報収集の専門家から情報が送られてきます。それをメールで転送します。内容はどこよりも詳しく多種多様。「量が多過ぎとお叱りを受けるのですが、試しに一度受信してみませんか。ご不要でしたら即停止いたします。要領は次のアドレスに「メール希望」と空メールを（発信名義「NPO法人百人の会」）。
h100prs@oregano.ocn.ne.jp